

# 『障害者手帳』をお持ちの方及び 『減額団体登録証』をお持ちの方 は、申請により 施設使用料が半 額になります。

## ① 減額の対象施設…越谷市の公共施設（無料の施設は除外します）

利用を希望する施設が減額の対象であるかは、あらかじめ施設にご確認ください。

## ② 減額の範囲…半額の減額

使用料の半額が減額されます。

## ③ 減額の対象者…障害者（手帳所持者）本人、介護者 1 人、 障がい者団体（減額団体登録証所持団体）

- ・対象者は障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）所持者
- ・介護者は1人まで減額となります。
- ・障がい者団体については事前登録が必要です。障害福祉課（市役所第三庁舎1階）で受け付けています。（減額対象の団体は団体の過半数が手帳所持者又は手帳所持者を扶養する者で構成されるものとします）

申請者が障がい者手帳をお持ちの個人である場合でも、複数人で利用される場合は、減額の対象外となる場合があります。

事前に障がい者団体として登録をし、減額の申請をしてください。

※使用申請・減額等の手順は各施設で異なりますので、各施設へお問い合わせください。

※障がい者団体の事前登録については、障害福祉課にお問合せください。

障害福祉課 Tel : 048-963-9164

Fax : 048-963-9171